破産手続廃止

平成２３年（フ）第２１２号
亡勝俣礼史の相続開始時の住所地神奈川県小田原市小八幡１丁目８番43号　メゾンティンカーベルＡ－１
破産者　亡勝俣礼史相続財産
１　決定年月日　平成24年１月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第６５１号
神奈川県小田原市小台208番地の11
破産者　有限会社ファミリー自動車
１　決定年月日　平成24年１月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第４０９１号
札幌市西区発寒８条５丁目557番地
破産者　鉄鋼運輸株式会社
１　決定年月日　平成24年１月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２５４号
千葉県佐倉市ユーカリが丘１丁目37番12号、開始決定時の住所千葉県白井市桜台２丁目19番１棟109号
破産者　野崎　一彦
１　決定年月日　平成24年１月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第３２３号
千葉県印西市行徳48番地
破産者　中島　幸彦
１　決定年月日　平成24年１月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第５９号
千葉県茂原市萩原町２丁目22番地５
破産者　森田　薫之
１　決定年月日　平成24年１月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２３年（フ）第９３号
千葉県長生郡長生村小泉1310番地
破産者　アールブイステーション有限会社
１　決定年月日　平成24年１月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２３年（フ）第９４号
千葉県長生郡白子町北高根802番地
破産者　鵜澤　弘喜
１　決定年月日　平成24年１月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２３年（フ）第９５号
千葉県長生郡白子町北高根802番地
破産者　鵜澤　好美
１　決定年月日　平成24年１月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２２年（フ）第１８１９号
東京都小平市小川町１丁目375番地の23
破産者　石田　真也
１　決定年月日　平成24年１月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１７７号
東京都小平市小川町１丁目375番地の23
破産者　株式会社エルカウント
１　決定年月日　平成24年１月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１３８５号
埼玉県春日部市緑町６丁目５番８号
破産者　石井　武治
１　決定年月日　平成24年１月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第２２５号
名古屋市守山区川北町143番地、開始決定時の住所岐阜県多治見市松坂町５丁目７番地の30
破産者　オアシスこと　長尾　規良
１　決定年月日　平成24年１月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２３年（フ）第９３号
岐阜県多治見市松坂町４丁目８番地の207、従前の住所岐阜県恵那市山岡町馬場山田1497番地
破産者　宇野　浩二
１　決定年月日　平成24年１月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２３年（フ）第１３７号
岐阜県恵那市岩村町飯羽間3300番地16
破産者　かりん亭こと　礒貝　義夫
１　決定年月日　平成24年１月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２３年（フ）第１３８号
岐阜県恵那市岩村町飯羽間3300番地16
破産者　礒貝紀代美
１　決定年月日　平成24年１月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２３年（フ）第１５１号
岐阜県中津川市中津川3022番地の15　コーポラス美山Ａ－７
破産者　石田　登彦
１　決定年月日　平成24年１月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２３年（フ）第４３６号
滋賀県草津市西渋川１丁目17番55号
破産者　株式会社リリーフホールデイングス
１　決定年月日　平成24年１月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第９９９号
神戸市長田区六番町５丁目６番地の１
破産者　株式会社福宝警備
１　決定年月日　平成24年１月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第８７９号
神戸市須磨区妙法寺字東谷839―２
破産者　川崎ダクト設備株式会社
１　決定年月日　平成24年１月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１１２７号
神戸市中央区布引町１丁目１番８号新神戸ＳＯＵＴＨＥＲＮビル
破産者　株式会社ＣＲＴインターナショナル
１　決定年月日　平成24年１月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部